



ベトナムに「CODA ベトナムセンター」を開設 —海賊版対策の現地対応体制を強化—

2026年4月1日

このたびCODAは、深刻化するベトナムを拠点とする権利侵害への対策を強化するため、現地の法律事務所と連携し、ベトナムに「CODA ベトナムセンター」を開設しました。

近年、インターネット上における海賊版サイトは国境を越えて拡大しており、マンガやアニメなどの日本コンテンツに関する権利侵害も世界的に深刻な課題となっています。

特にベトナムについては、悪質な海賊版サイトの運営者や関連サービスが同国を拠点としているケースが指摘されており、迅速かつ実効性のある対策の必要性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、CODAは現地の法律事務所に連絡窓口を設け、「CODA ベトナムセンター」として運用することで、ベトナムの法制度や実務に精通した専門家との連携体制を構築し、権利侵害への対応力を強化します。これにより、侵害情報の収集、サイト運営者や関連サービスに対する削除要請、法的措置の検討・実施等を、従来よりも迅速かつ効率的に行うことを目指します。

また、現地関係機関やライセンサー等との連携や情報共有を促進することで、継続的かつ実効的な対策の推進を図っていきます。

CODAは今後も、海外における日本コンテンツの権利保護と健全な正規流通の促進に向け、国際的な連携を強化しながら積極的に取り組んでまいります。

なお、この活動は経済産業省受託事業の一環として実施します。

CODA ベトナムセンター概要

【開設日】2026年4月1日

【連携先】CastGlobal Law Vietnam Co.,Ltd. (20th Floor, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, Ben Thanh Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam)

【代表者】工藤 拓人 (弁護士法人キャストグローバル パートナー / CastGlobal Law Vietnam Co.,Ltd. 代表 / 日本国弁護士・ベトナム外国弁護士)

CODAについて



CODA（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）は、2002年に日本コンテンツの海外展開の促進と海賊版対策を目的として、経済産業省と文化庁の呼びかけで設立されました。音楽、映画、アニメ、放送番組、ゲーム、出版などの日本が誇るコンテンツは、日本の国際プレゼンス向上や経済成長の一翼を担っています。デジタル技術の普及が進む今日、巧妙化する著作権侵害から日本のコンテンツ産業を守り、その発展を図ることが一層重要になっています。その中でCODAは、国内外の関係政府機関、団体、企業と叡知を結集し、権利侵害への直接的、間接的な対策や広報啓発活動などに取り組むことで、オンラインを含めた海賊版の抑止や摘発に貢献しています。具体的な事業内容は <https://coda-cj.jp/activity/>から。